



児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十九号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、引用条項を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年十二月二十六日